

---

## 特集「フェイクニュース」・論文

---

### フェイクニュースと立法政策

#### —コンテンツ規制以外の道を模索する—

Fake news and legislative politics: Search for methods other than content regulation

キーワード：

フェイクニュース, 偽情報, 表現の自由, 思想の自由市場, フィルターバブル, オンライン・プラットフォーム

keyword：

fake news, disinformation, free speech, marketplace of ideas, filter bubble, online platforms

関西大学社会学部 水谷 瑛嗣郎

Kansai University Eijiro MIZUTANI

---

#### 要約

フェイクニュース問題は、現代における様々な情報技術の影響を受けており、「思想の自由市場」という概念それ自体の前提を揺さぶっている側面がある。「フェイクニュース（偽情報）」がもたらす危害は、本稿の視点では次の3点が特に問題となる。まず第一にデモクラシーへの影響、特に「選挙」に対する影響である。次に、同じくデモクラシーの影響の中でも、我々の民主政治体制を支える言論空間に対する影響である。そして第三に人権（human rights）に対する影響である。フェイクニュースによりもたらされるこれら「危害」の解消を図るうえで、政府、特に立法府がとり得るオプションとして真っ先に思いつくものに、虚偽情報の発信者に対するコンテンツ（内容）規制やオンライン・プラットフォームに対する規制が考えられる。しかしながらそうした方法はフェイクニュースを解消するよりも、むしろ思想の自由市場に「歪み」をもたらす可能性があることに注意を払わなければならない。本稿では、コンテンツ規制よりも表現空間へのダメージを抑える別の形態の可能性を探る観点から、選挙運動における「選挙運動の沈黙」規制や、既存の報道機関への助成策、そしてプライバシーや個人のデータ保護

---

原稿受付：2020年2月26日

掲載決定：2020年5月11日

(例：GDPR) といった手法について検討を行っている。

#### Abstract

The issue of fake news is influenced by various information technologies in the modern era, and there are aspects that shake the premise of the concept of a “marketplace of ideas”. The harm caused from the viewpoint of this paper by “fake news (disinformation)” is, first, the impact on the “elections”, second, the impact on the speech space that basis our democratic political system, and third, the impact on human rights. The solutions to these problems include content regulation against speakers of disinformation and online platforms. However, it should be noted that these may destroy the marketplace of ideas, rather than solve the problem.

Instead, the paper discusses of “Campaign silence” regulations in election campaigns, subsidies to existing media outlets, and approaches to privacy and personal data protection (e.g. GDPR).

## 1. はじめに

フェイクニュース問題をテーマにした本特集において、筆者が担当する課題は「立法政策」になる。世界（特に欧米諸国）において、民主政治体制（デモクラシー）との間でフェイクニュースの蔓延が深刻度合いを増していく中、政府がそれによどのように対処するかという点もまた、一定の緊張感をもって検討されることになる。本稿では、そうした「緊張感」がなぜ生じるのか、そしてその「緊張感」を理解したうえで、政府はどこまで対処しうるのか、何ができるのかについて議論を展開する。

## 2. 議論の二つの前提

### 2.1 用語法：「フェイクニュース」と「ディスインフォメーション」

まず本稿の本題に入る前提として、問題となっている情報の定義について触れておきたい。すなわち、本稿のタイトル、そして本特集のタイトルにも「フェイクニュース」という言葉が用いられているが、こと法的・政策的な議論するうえではこの用語の危険な側面を有しているという点である。印象的なことに、EUにおけるHLEG（高等専門家グループ）によるフェイクニュース対策の報告書が、「脅威は偽情報であり、“フェイク・ニュース”ではない（The threat is disinformation, not “fake news”）」（European Commission 2018a: 10）と指摘し、「フェイクニュース」という用語ではなく、「偽情報」という用語を用いている。

これは、「フェイクニュース」という言葉の中に、リスクが比較的低いものから高いものまで含まれており、問題の複雑さを適切にとらえきれないという点に加え、この用語法が、一部の政治家や運動家により、自分たちの気に入らない報道を行う報道機関を攻撃する手段として用いられているためである（ibid）。後者の点についてもう少し踏

み込むならば、いわゆる報道機関の「誤報」（これ自体は確かに歓迎されるべきことではないが）について政治家やそのサポーターが追及することにより、報道機関の信頼性を低下させ、自分たちに有利な世論形成を行うための手段として、「フェイクニュース」という用語が用いられている側面があるように思われる。

この点を踏まえ、先のEU・HLEG報告書を受けた政策文書においては、「経済的利益のために、または意図的に公衆を欺くために作成、提示、および配布され、公共に危害を及ぼす可能性がある検証可能な虚偽または誤解を招く情報」という定義に基づき、「偽情報」という用語を位置づけている（European Commission 2018b: 3-4）。本稿では、「フェイクニュース」という用語をこの「偽情報」の意味で互換的に用いている。

### 2.2 「違法」な情報と「有害」な情報

また法学の観点から言えば、そもそも情報空間に流通している情報の中で問題となるものには、「違法」なものと「有害」なものがあり得る（曾我部ほか 2019）。「違法」なものの代表例は、刑法をはじめとした各種法令で規制されているような「わいせつ」、「児童ポルノ」、「名誉毀損」、「プライバシー侵害（個人情報を含む）」、「著作権侵害」等が挙げられる。これらは、仮に不法に発信した場合には、発信者に対して刑事罰による制裁や民事上の損害賠償請求がなされる可能性があるものである。もちろん、これらカテゴリーを「違法」なものとして規制をすることそれ自体、または個別的な各「表現」が当該規制カテゴリーに含まれて法的制裁の対象となることといった観点について、憲法上認められるかどうか非常に多くの議論が展開されているところではある。しかし少なくとも様々な正当化理由に基づき規範的に自由に流通させるべきではない情報が一定種類存在する、ということは確かである。

他方で、「有害」情報は、その代表例としては「青

少年保護に基づく有害図書（または不健全図書）」として、各地方自治体の条例等で位置づけられるようなものである。すなわち、(わいせつとまでいかないが) 性的刺激が強いものや、暴力的で残虐性の強いもの、犯罪や自殺を誘発するものといった、刑罰などで規制対象とされていないが、様々な理由 (e.g. 青少年の健全な発育) で「社会にとって望ましくない」ものを指している。これらは、一応「適法」な情報であるため、発信そのものについて規制はかけられておらず、例えば青少年への販売や貸し付けが禁止されたり、ネット上では「フィルタリング」の対象となるに留められている。これらは、原則としては自由に流通させるべきであるが、一定の理由により流通させることが望ましくない情報である、といえそうである。

そして、現在問題となっている「フェイクニュース」の中には、主として後者の「有害」な情報に含まれるものも多い。もちろん、その中には、個人や企業（法人）の名誉を傷つけたり、業務を妨害したりといった法益侵害（＝「違法」）が実際に起こった場合など、前者に含まれるものもある。例えば、あおり運転を捉えた映像でテレビ放映された、いわゆる「ガラケー女」について、事実と全く異なる女性がネット上でやり玉にあげられた事件があったが、実のところこの例などは、「違法」な偽情報の典型であり、我が国の現行の制度上でも（十分かはさておき）対処が可能である。実際、このガラケー女に間違えられた女性は、現在、この情報を発信者（さらには拡散をした者についても）に対する法的措置（民事上の名誉毀損に基づく損害賠償請求及び刑法上の名誉毀損罪による告訴）が検討<sup>(1)</sup>され、愛知県豊田市の市議が提訴されていることが報じられている<sup>(2)</sup>。

本稿は、こうした「違法」なものはもちろんのこと、(法的には「適法」である)「有害」なものもその射程に含めている。その際、特に注意が必要なのは「有害」なものについては、すなわち、「適法」である以上は、後述の思想の自由市場の

考え方から、原則として自由に流通させるべきということになる。ここに、冒頭にあげた「緊張感」の正体があるといえる。

### 3. 「緊張感」の正体—思想の自由市場論

#### 3.1 思想の自由市場論とは何か

では、「適法」な情報を、原則として自由に流通させるべしという考え方は、どこからもたらされるのか。ここで本稿の主題において前提となる概念を紹介しておきたい。それが、「思想の自由市場 (marketplace of ideas)」と呼ばれる考え方である。この概念は、もともと『アレオバジティカ』を執筆したジョン・ミルトン、その後には『自由論』を著した哲学者のジョン・ステュアート・ミルにその源流を見ることができ、<sup>3</sup>「法学」の分野にその姿が現れたのは、1919年のアメリカにおいてである。

Abrams v. United States事件の連邦最高裁判決 (250 U.S. 616) にオリバー・ウェンデル・ホームズ裁判官が付した反対意見の中に次のような一節がある。「真実にとっての最善のテストは、自らを市場の競争において価値あるものと認めさせるための思想の力である」(at 630)

この一節は当初、連邦最高裁の「反対意見」(要するに少数派) でしかなかったが、アメリカの連邦最高裁の文化において、次第に市民社会における情報の自由な流通に対する国家介入を、憲法(修正一条) 上、排除するための理論武装として発展していくこととなった。もちろん、思想の自由市場論の捉え方にもバリエーションがあり、例えばその祖であるホームズ裁判官に、Abrams判決で同調したブランダイス裁判官がいるが、その「気質上、ホームズは基本的に悲観論者かつ懐疑論者であり、ブランダイスは、楽観主義者であった」(Lahav 1988: 453-454) と指摘される他、表現の自由を擁護するその背景的な違いが指摘されている。すなわち、ホームズ裁判官の背景にあっ

たのは、まさにリパタリアンの思想であり、他方でブランダイスは、表現の自由を民主主義と結びつけた古代アテネにおける市民の徳または共和主義的な自己統治の思想に立脚していた節がある(桧垣 2019)。このように思想の自由市場論(と表現の自由)の背景にある思想の違いは見いだせるものの、いずれも例外的な場合を除いて国家権力による規制を廃し、言論空間の問題は私的秩序における対抗言論に委ねよという要請として理解することはできる。

やがてこの理論は、批判を浴びながらもアメリカの連邦最高裁における判例法理の中に、記述的な概念としてではなく「規範」として根付き、山口いつ子の言葉を借りるならば、表現の自由をめぐる立法政策における「デフォルト」としての位置づけを占めるようになる(山口 2010: 74-75)。

また、こうした思想の自由市場に期待されている機能について、奥平(2017: 54-55)は、「市場論の中軸にある『交換』は、まさに〈対話〉にほかならない」と指摘するところである。ここで奥平が前提にしている「対話」は、合意形成のプロセスを取り入れたチェヴィニーの「対話」論(Chevigny 1980)を念頭に置いているのと同時に、リベラリズムの基底的な精神である「寛容」を形成する異質な他者同士の間で交わされる理性的な議論(井上 1986)と理解できる。この議論は先の思想的背景からすればブランダイスの思想に近い部分を有するが、他方で、ホームズの思想の自由市場についても「ハーバーマスと同じように、『多様な異見との交通というフェアな人格的コミュニケーション』の場であったことをわれわれに想起させる」との指摘があるところである(金井 2011: 92)。

そして、フェイクニュースとの関連でいえば、虚偽の情報を発信することについて、連邦最高裁は、2012年のUnited States v. Alvarez判決(567 U.S. 709)において、この思想の自由市場を「我々の憲法理論」として掲げたうえで「政府による言

論の抑圧は、それ以上に、虚偽を社会にさらすことをより困難にしてしまう。社会は開かれ、ダイナミックな、合理的な対話を行う権利及び市民としての義務を有している」(at 728)と指摘しているところである<sup>(3)</sup>。

### 3.2 デジタル時代におけるフェイクニュース問題の特性

ところで誤報も含めた虚偽や曖昧不確かな情報が流通すること自体は、インターネットが普及する以前にも問題となっていた(佐藤 2019)。しかしながら、現代におけるオンライン上の偽情報の拡散の問題は、これとは異なる。

すなわち、現代の主要な表現空間である(そしてフェイクニュースが特に問題視されている空間でもある)オンライン空間は、オンライン・プラットフォーム事業者(とエンジニア集団)によって「デザイン」されたものである。そこには問題点が二つ潜んでいる。一つは、いわゆる「フィルターバブル」の問題であり、現代の私たちにとって主要な情報収集の回路であるSNSや検索エンジンのアルゴリズムの中には、ユーザーにとって好ましい情報を予測し、優先的に表示するパーソナライズ・フィルターが用いられている場合がある。もう一つは、「マイクロターゲティング」がなされた政治(選挙)広告の問題である(工藤 2018)。いわゆるケンブリッジ・アナリティカをめぐる一連の問題は、個人情報の不正な流出の問題としてとらえられがちであるが、本来はこの部分こそが問題の本丸である。前者も後者も、ビッグデータ・AI技術を駆使し、プラットフォームのユーザーから収集した大量の個人のデータをプールし、それを分析(「プロファイリング」)したうえで割り出したパターンを、個々のユーザーに適用する最適化の手法によって実現している。この点、EUの政策文書の中でもオンライン上の偽情報の拡散については、①アルゴリズムベース(Algorithm-based)型、②広告駆動型、③テクノロジー型と

いった三種によって駆動している点が特徴として指摘されている (European Commission 2018b: 5, 水谷 2020: 25-26)。

ではこうした流通の仕方によって蔓延するフェイクニュース (偽情報) は何にどのような「危害 (harm)」をくわえるとされているのだろうか? これについては、デモクラシーと人権という二側面からの危害が想定しうるところである。

### 3.3 デモクラシーと人権への「危害」

#### 3.3.1 選挙過程・結果に対する危害

デモクラシーに対する「危害」として、具体的によく指摘されるのは、「選挙 (国民投票も含む)」に対する脅威である。その典型としてよく挙げられるものとして、2016年のアメリカ大統領選挙における選挙キャンペーンにおける偽情報の蔓延がある。まさにアメリカのケンブリッジ・アナリティカ問題は、Facebookの大量の個人のデータを用いて、政治的なターゲティング広告に利用し、有権者の投票行動を操作・誘導しようとしたのではないかと疑いがもたれ、そうして流通した情報の中に偽情報が紛れ込んでいたとも指摘されているところである (前嶋 2018)。こうした手法で、個人の選好を予測して「狙い撃つ」ことによって、有権者に対するこれまでよりも秘密裡に、そして精緻に「動員」をかけること可能となっているが、この点につき、選挙過程の公正さを歪めるのみならず、その結果の正統性に疑義を生じさせることが指摘されている (山本 2017: 267-268)。もっとも、インターネットを通じた選挙運動においても公職選挙法上の虚偽事項公表罪 (235条2項) が適用されるところであり、また既存のマスメディアを通じたプロパガンダや誘導も規範的に許容されるわけではないが、少なくとも放送に関しては、公職選挙法の規定で虚偽放送 (151条の3但書) や選挙運動放送の制限 (151条の5) はもちろんのこと、放送法4条 (後述) の存在があり、(その法的拘束力がどこまであるかという点はむ

ろんあるが) 一応の規律が働いている点は考慮すべきであろう。

特に懸念されるのは、こうした選挙における偽情報キャンペーンの背景に、ロシアなど外国勢力による情報操作が介在していたことが指摘されている点である。合衆国国家情報長官オフィスが、ロシアによる選挙干渉を指摘する報告書を発表している (Office of the Director of National Intelligence 2017) 他、「ロシアのトロールが、右派と左派双方のオンライン・コミュニティに浸透し、物議を醸す問題について感情に訴えた投稿を行うことで、論争を引き起こした」と指摘されている (Bayer et al. 2019: 39)。加えてアメリカにおける2018年の中間選挙においても、オンライン上での偽情報の蔓延が指摘されており、30日間で250万件のツイートと6,986件のFacebookページを分析した研究結果によると、むしろ2016年大統領選時よりもジャンクなニュースの流通量が増加しており、ユーザーはプロフェッショナルなニュースよりもそうしたジャンクなものをシェアしていると指摘される (Marchal et al. 2018)。また客観性を重視しないSputnikやRTといったロシアの政府系メディアを通じたプロパガンダによる影響も危惧され、そこではクレムリンの支援するトロールの存在も警戒されている (Bentzen 2018: 3-4)。またフランスの大統領選においても、エマニュエル・マクロンのメールがハッキングされ、彼に対する信ぴょう性の低い情報が蔓延したとされる (Bayer et al. 2019: 42, 総務省 2019a: 18)。

こうした点から、EUの政策文書は、「2019年の欧州議会選挙を視野に入れて、権限のある各国当局に対し、サイバー攻撃や偽情報から選挙プロセスへのリスクを特定、軽減、管理するためのベストプラクティス」の策定を推奨しているとされている (European Commission 2018b: 11)。またこうした選挙 (と選挙運動) における偽情報キャンペーンは、短い期間に限定され、集中的に行わ

れるために、偽情報の発見・対処を行う余裕があまりない点が懸念される。

### 3.3.2 政治的言論空間の分極化・分断

これ以外に、民主政治体制そのものを支え、自由な表現活動により世論形成が行われる政治的言論空間における分極化や分断も懸念対象である。例えば、選挙とは直接関係がないが、社会における対立を煽るものとして、ドイツにおいて問題となった「リサ・ケース」がある。この事件では、ロシア系ドイツ人の少女が難民に集団強姦されたと訴えたことで、難民に対する反対デモが起きるなどの騒ぎとなった。実際にはこれは少女の作り話であったことが判明したにもかかわらず、ドイツ警察が隠ぺいを行っていると非難の声が挙がっていた<sup>(4)</sup>。そして、この件は外交問題に発展したほか、ロシアのメディア、ソーシャルメディアなどでは広く配信されていたとされる<sup>(5)</sup>。国内における民主政治体制を支えている言論空間におけるイデオロギーや政治的信念による対立の激化は、やがて過激化した民主政治を招きうる。

またこうした社会的分断だけではなく、政治的言論空間そのものの分断にも注意を払う必要がある。この点は、先述したオンラインの特性（特にフィルターバブル）がより顕在化させている。すなわち、テレビや新聞といったオールドメディアが情報がある程度パッケージング化して伝達するものが主流だった時代ならば、虚偽の疑惑が報じられたとしても、疑惑を解消する情報をどうよのメディアを通じて流通させればよかった（対抗言論）。テレビを例にあげれば、（各局によってそれぞれの政治的傾向はあるものの）大きな話題・テーマについては「報道価値」判断のもと、他局と横並びで報じることも多く、私たち「国民」はそうしたスクリーニングのもとで、ある程度「同じもの」を見ていたといえる。その当時の政治的言論空間においては、良くも悪くも新聞やテレビを通じてしか人々は情報収集を行うことが困難で

あり、否応なしにそのパッケージング化された情報を受領していたわけである。長谷部恭男の言葉を借りるならば、まさにこの時期のマスメディアは、送り手としての独占的地位を背景に、私たちの社会生活によって必要不可欠な「基本情報」の供給という機能を担っていた（長谷部 1992：94-95）。そのために、裁判所から「国民の『知る権利』」に「奉仕」する（最大決昭和44年11月26日刑集第23巻11号1490頁）存在として憲法上位置づけられてきたといえる。ところがオンライン上のパーソナライズ・フィルターは、こうした民主政治体制の前提となる「基本情報」を細かく裁断し、共有体験自体を遮断してしまう。フェイクニュースもまた、これら回路のうでで流通し、「個別化」され、「ターゲティング」された状態で各ユーザーに届くことになると、本来、思想の自由市場が想定している異質な他者との「議論」が発生しにくくなると考えられる（サンステーション 2018）。さらにフェイクニュースの流通は、既存の報道機関などに対する信頼感も低下させていく。

もっとも、近時の我が国の研究においては、むしろネットメディアの利用が、分極化ではなく穏健化をもたらす傾向があり、人々は意外により多くの異論にネットで接触していることが指摘されている。同研究によれば、ネットは社会を分断しているのではなく、我々がネットで見る意見が両極端になっていることを指摘している（田中ほか 2019）。他方でこの研究については、近時に反論が示されているが、その中で「人びとの意見が両極端に分かれること（分極化）は、必ずしも端的に社会の分断を意味するわけではなく、「問題の本質は、相手の意見をはじめから否定してかかり、「敵」とみなして排除してしまうことにある」との指摘されていることは、本稿の観点からも重要である（辻 2020）。上述の田中らによる研究（田中ほか 2019）においても、両極端の意見が目に入りやすい一方で、大多数の穏健派が委縮してし

まっている点が指摘されており、ネットが現在のところは「議論」の場として機能しきれていないことがわかる。

このように、インターネットは政治的言論空間の環境それ自体に変化を生じさせたとも考えられ、先に述べたような異質な他者との理性的議論が発生しにくくなっていることから、思想の自由市場は機能不全へと陥ってしまう可能性がある（水谷 2019：62-63）。

これは、上述のような個々の選挙結果に対する疑念というよりも、より民主政治体制の根本部分にかかわる、より根深く、そして見えづらい「危害」ともいえる。

### 3.3.3 個人の尊厳、プライバシーへの危害

最後に、（あまり注目されないが）「人権」に対する危害がある。その典型は、私たちの「人間（個人）の尊厳」と「プライバシー」にかかわる。日本国憲法は13条において、「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、個人の尊重を謳っている。いわゆる「人権」という普遍的法益は、こうした自律（autonomy）した（自然人たる）個人の意思形成過程及びその選択の自由を保護するために編み出されたものであり、各国の憲法が保障している各種人権は、社会の中でこの個人の「自律性」を尊重するために必要なツールのカタログといってもよい。こうした個人の自律性を保護するために編み出された人権の一つが、「プライバシー」である。あるユーザーが、オンライン上で政治的なターゲティングを受けるとき、はたまたどの政治的な見解の情報に触れるかをアルゴリズムが自動的に決定しているとき、それは、そのユーザーの自律性が脅かされているとも言える。言い換えるならば、それは「プロファイリングの結果があたかもその人の実像であるかのように扱われる可能性」があり、また「その人に関する最終的評価として扱われる」ことになり得るからである（山本 2017：270）。さらにターゲティング広告

やパーソナライズ・フィルターは、フェイクニュース以外のオンライン・サービスにおけるマーケティング手法として用いられているが、こうした手法は、いかにして私たちユーザーの注意を引くことができるかに焦点を当てて構築されており<sup>(6)</sup>、そのシステムに晒される時、ユーザーは能動的に情報に触れている者（「見ている」）ではなく、受動的な情報の「消費者」（「見せられている」）として位置付けられている点も指摘される（Bayer et al. 2019: 74.）。

## 4. フェイクニュース対策としての「規制」

### 4.1 我が国における現行法上の代表的な規制

こうした「偽情報」のうち「違法」なものに対する法的な対策として、すでに我が国においては、いくつか法制度が存在している（板倉 2017）。例えば、「偽情報」によって個人や企業に対する法益侵害が起こった場合には、刑法または民法上の名誉毀損でこれに対処しうる。さらに、熊本地震の際に問題となったライオン脱走デマのような場合には、刑法上の偽計業務妨害罪が該当する。これ以外にも放送局に対しては、放送法4条の番組編集準則（旧法では3条の2）の中で規制があり、その法的な執行の在り方（電波停止処分や業務停止処分）については、現行の政府解釈と、学説上に大きな対立が見られるものの、実際には何度も行政指導が行われている（鈴木ほか 2017：366-373）。さらに選挙運動に対しては、公職選挙法は、235条2項において、「当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する」として、部分的ながら偽情報に対する規制を行っている。

これらは、放送法4条を除けば、基本的に特定の「個人」や「企業（法人）」に対して法益侵害



を与えるものを対象としている。

#### 4.2 政府による「規制」の分類

ここで考えなければならないのは、上記の手法では対処できない部分への対応ということになる。すなわち、「違法」なもの、インターネットの普及により単に発信を規制したとしても摘発・対処が追いつかない場合もあるし、そもそも「有害」なものについては摘発・法的対処の対象とはならない。ここで重要となるポイントは、①まず誰を規制対象とするのか、②次にどのような手法を用いて規制するのか、③そして規制に政府がどこまで関与するのか、といふ3つの視座である。

①第一の視座は誰を規制対象とするのか、であるが、これは換言すれば、言論空間において誰に責任を負担させるのかという問題でもある。典型的には、偽情報の発信者を規制する方法があり、それ以外には偽情報が流通するオンライン上のプラットフォーム事業者を規制する方法があり得る。

②次にどのような手法を用いて規制するのか、であるが、表現規制においてもっともポピュラーな区分けは、内容規制と内容中立規制である。前者が、流通するコンテンツの害悪性を理由にして、有害なコンテンツを対象にした規制である一方で、後者は、コンテンツ自体には中立的であり、むしろそのコンテンツが流通する時間や場所、さらには方法を対象にする規制となる。前者は表現の自由の背景的な自己実現・自己統治といった価値へのダメージが大きく、さらに思想の自由市場を最もゆがめる形になってしまうため、憲法上、原則として許されていない。前者のうちでも特に特定の見解 (viewpoint) を狙い撃ちにした見解差別規制は憲法上、もっとも厳格に審査され、他方で、内容中立規制については、他の表現手段が確保されている状況

ならば、(内容規制に比較して) 許容されうると考えられている。

③最後に、規制に政府がどこまで関与するのかという点は、近時着目されている「共同規制」と呼ばれる手法に関係がある。それによれば、まず規制のフェーズには、(1) 全く規制がない状態、(2) 自主規制がある状態、(3) 共同規制、(4) 政府による直接規制に区分される (Ofcom 2008, 生貝2015: 65-68)。

(1) 全く規制がない状態は、思想の自由市場でいえばレッセフェール状態が保たれているということであり、換言すれば情報の受け手が、そこで流通されている情報の「品質」を自分自身の責任において見極めなければならない (完全な「買い手危険負担」状態)。(2) 自主規制がある状態は、業界団体などによる一定の規律が働くものの、政府機関の関与が(1)と同様になく、インセンティブ設計上は規範を逸脱した際の制裁を欠くため、その自主的な規範に対する執行力や拘束力に問題が出ることになる。他方で、(4)は政府が法規制をかけ、さらに制裁などを設けることで法の対象者の行動を管理することになる。

表現の自由やデモクラシーの観点から見ると、本来ならば(1)や(2)が望ましく、(4)は避けるべきということになる。しかしながら①の媒介者に対する規制など情報社会における技術発展の目覚ましさを考えると政府による直接規制は、立法過程の時間的コストなどから鑑みて、状況に即応できない可能性もあり得る。他方で、(1)のように「市場」(ひいては、情報の「受け手」)に委ねたり、(2)市場内のアクターの自主的な規制にのみ依存しても期待される効果がありあがり得る。そこで(2)と(4)の間を埋めるべく登場したのが、(3)の共同規制ということになる。これにも各国における様々な形態があり、一概に説明するのは困難であるが、執筆者の観点から整理するならば、政府

が「行動規範」などの策定を行うことで、アクターの自主規制を促し、その動向をモニタリングすることによって自主規制の質的保証を行う方法ということになる。この領域を我が国に紹介した第一人者たる生貝直人の言葉を借りれば、ここでの政府の役割は、「当該産業の性質や対処すべき問題に依じて、多様な介入手段を組み合わせることにより自主規制の適正性と実効性を確保すること」になるだろう（生貝 2015: 67-68）。

#### 4.3. 各国のフェイクニュース対策と憲法上の懸念

上記で見た分類を踏まえて、各国のフェイクニュース対策の代表的なものをいくつか検討してみたいと思う。

まず最初に発信者に対するコンテンツ規制である。この点で例に挙げられるのは、マレーシアにおける「2018年反フェイクニュース法 (ANTI-FAKE NEWS ACT 2018)」である<sup>(7)</sup>。ただしこうしたコンテンツ規制を政府が行うことの危険性については、ジョージ・オーウェルの『1984』を読めば事足りる。すなわち、政府が私たちの社会における「真理省」となってしまうことを意味する。それは、政府による恣意的な摘発（すなわち政府の対立党派のものを優先して摘発する）に容易につながり得る。これは各国諸事情で、どこまで政府を信頼すべきかという問題にも通底するが、少なくとも思想の自由市場は、原則として「政府」を信用せず、私たちの私的秩序に信を置くという権力に対する懐疑性から成り立っている。この点からすれば、発信者に対するコンテンツ規制は、思想の自由市場の機能不全を治癒するどころか、逆にその機能を低下せしめてしまうものになる。

次に媒介者に対して規制をかけ、偽情報やそれを大量発信するアカウントの削除等を義務付ける方法がある。この手法を採用するのが、ドイツのネットワーク執行法であり、またフランスの情報操作との闘いに関する法律も同様である。前者は、基本的には、プラットフォーム事業者に対し、「明

らかに違法なコンテンツ」については苦情を受け付けてから24時間以内に削除またはアクセス遮断を行わなければならない、それ以外の「すべての違法なコンテンツ」については、苦情を受け付けてから1週間以内に削除またはアクセス遮断を行うことを求めている。これは「（明らかに）違法な内容に対する苦情を処理する体制づくりを怠った場合に罰則を与えるという」仕組みであり、削除義務に違反すれば即罰金という仕組みではない点に注意は必要である（實原 2018: 49）。他方、後者については、国民議会選挙の期間前から投票日までにかけての期間中、プラットフォーム事業者に対する宣伝対価などについての透明性を高める措置が規定されている他、偽情報を大量に発信しているアカウントへの削除などの対処が義務付けられた（安藤 2019）。

しかしながら、法律による制裁を背景にした安易なプラットフォーム事業者のフェイクニュース取り締まり強化は、ともすればプラットフォーム事業者による過剰規制を招き、検閲機関（真理省）が政府からオンライン・プラットフォーム事業者に移るだけということにもなりかねない。実際、ドイツのネットワーク執行法においても成立過程で過剰な表現規制になることへの指摘（鈴木 2018）があった他、フランスの情報操作との闘いに関する法律は法案成立後に憲法院に提訴されている（結果的には条件付きで憲法適合的との判断が下っている）。

そこでこうした直接規制ではなく、プラットフォーム事業者の自主規制を促すような共同規制的手法も検討に値する。EUは、フェイクニュース対策に関するHLEGの報告書による透明性の向上、情報リテラシーの強化、ユーザーに対する支援ツールの開発、ジャーナリストへの支援、報道機関の質的向上の支援、マルチステークホルダーの関与プロセスといった提言（European Commission 2018a）を受け、その後の政策文書の中で、4つの指針となる原則①情報の生成方法及びスポンサー方法に関する透

明性の向上, ②情報の多様性, ③情報の信頼性, ④マルチステークホルダーによる包括的ソリューションを掲げた (European Commission 2018b: 6) うえて, 「行動規範 (Code of Practice)」を策定した。行動規範では, ①広告の配置の精査, ②政治広告及び問題ベースの広告, ③サービスの完全性, ④消費者へのエンパワー, ⑤研究コミュニティへのエンパワーといった5つの大項目が掲げられており, そのうえで, こうした規範の有効性についての継続的な測定とモニタリングが行われることが示されている。この行動規範には, 2018年9月から10月にかけてFacebookをはじめとするオンライン・プラットフォーム事業者と広告事業者団体などが同意し, 署名している (European Commission 2018c)。

こうした政府と企業の間での行動規範とそれに対するモニタリングを通じた共同規制的手法は, 我が国においても参考になるものの, 他方で注意も必要である。すなわち, ここで行われる企業の自主規制状況に対するモニタリングが, あまり強力すぎると上述のプラットフォーム事業者への直接的な法規制と変わらなくなってしまううえに, ここでいう「モニタリング」をどのような機関が担当するのも問題となる<sup>(8)</sup>。

#### 4.4 「政府」はどこまで介入すべきか?

フェイクニュース対策について, 思想の自由市場の機能不全を解消するために, 政府に一定の役割が求められるとしても, 下手な政府の介入は逆に思想の自由市場を歪めてしまうという「ジレンマ」にどのように向き合うべきだろうか。この点については, フェイクニュース対策が議論された総務省におけるプラットフォームサービスに関する研究会の最終報告書 (案) は, 「我が国における偽情報への対応の在り方の基本的な方向性としては, まずはプラットフォーム事業者を始めとする民間部門における関係者による自主的な取組を基本とした対策を進めていくことが適当」であり,

「国内外の主要なプラットフォーム事業者・政府・有識者・利用者等の関係者で構成するフォーラムを設置し, 偽情報の実態や各ステークホルダーの取組の進捗状況を共有しつつ継続的な議論を行っていくことが適当」とされている (総務省 2019a: 34, 36)。すなわち, 発信者にせよ媒介者にせよ, コンテンツ規制や政府によるモニタリングを安易にかけることについては, 思想の自由市場をさらに歪めてしまう (すなわち, 治療したつもりが余計に病状を悪化させてしまう) という方向に傾きかねないため, 原則として採用すべきではないというコンセンサスがあるといえよう。

その一方, 第15回の研究会では, 松村構成員から「性急に表現の自由を侵害するようなことをするだとか, あるいは, まさにご懸念になっているようなことに先走ってやることに対する警戒感には理解はしました。しかし政府はそれ以上やるべきではないという点には, 私は賛成しかねます」との指摘があったことも確かである (総務省 2019b: 15-16)。ここにこの問題に関する政府介入の難しさが醸し出されている<sup>(9)</sup>。それでは, 最後に「思想の自由市場」への影響と「緊張感」を加味しつつ, 政府が憲法に適合的な範囲内で取り得るオプションにどのようなものが考えられるのかを検討したい。

##### 4.4.1 選挙過程における「熟考」機会保護のための規制

欧州の仕組みで, 興味深いのは, 選挙キャンペーン期間における「沈黙」規制である。いわゆる「選挙運動の沈黙 (Campaign silence)」と称されるこの種の規制は, 選挙期間終盤において, 選挙運動活動を全面的に禁じる, すなわち投票直前に選挙運動活動を一齐に停止するという規制である。例えば, ポーランドやフランスでは投票日の24時間前, ポルトガルでは, 選挙当日またはその前日における選挙運動活動は禁止されているほか, スペインでは「キャンペーンが合法的に終了した

とき」とされているという (Bayer et al. 2019: 112-113)。こうした投票直前における選挙運動や選挙広告の「沈黙」は、基本的にラジオやテレビ、さらにはポスターなどの印刷物といったオフラインメディアにのみ適用されており、オンラインには現状では適用されていないが、その一方で、オンラインへの拡張を望む声もあるとされる (Bayer et al. 2019: 108)。

この手法が、仮にオンラインにまで適用されたとして「この限られた効果 (例えば少なくとも支配的企業が投票数時間前に積極的な自動化手段でゲームを変える偽情報を広めるのを防止する)は、過小評価すべきでない効果をもたらす可能性がある」との指摘がある (Bayer et al. 2019: 112) が、執筆者の立場からも評価しうる部分もある。それは、(副次的なものであるが) 有権者の「熟考 (deliberation)」効果である。すなわち、選挙運動期間中にさまざまなフェイクニュースに晒されたとしても、有権者に対し、投票直前の僅かな期間ながらキャンペーンにさらされない「静かな環境」を提供し、冷静に投票先を熟慮することを促すことができるだろう。こうした市民が熟考するための環境を政府が設定・提供するという点でいえば、かつてアッカマンとフィッシュキンが提案した「熟議の日 (Deliberation Day)」が思い起こされるところである (アッカマンほか 2014)

また規制手段としては、表現規制としてもっとも厳格に禁じられる内容規制の見解差別に該当せず、すべての選挙運動・広告を一律に、時間指定で禁止をするため見解中立的な規制に該当すると考えられ、偽情報の発信者を選挙期間中に摘発する際に政府が恣意的な摘発をする可能性に比べれば、思想の自由市場の機能へのダメージは小さく見積もれるかもしれない。特に、我が国においては、通常政治活動と、選挙期間中の「選挙運動」は公職選挙法上、区別されており、前者に広範な自由が保障されている一方で、後者に関しては様々な制約が認められている。この点、公職選挙

法上の戸別訪問禁止規定の合憲性に関する最高裁判決における伊藤正己裁判官による補足意見は「選挙運動においては各候補者のもつ政治的意見が選挙人に対して自由に提示されなければならないのではあるが、それは、あらゆる言論が必要最少限度の制約のもとに自由に競いあう場ではなく、各候補者は選挙の公正を確保するために定められたルールに従って運動するものと考えべきである。法の定めたルールを各候補者が守ることによつて公正な選挙が行われるのであり、そこでは合理的なルールの設けられることが予定されている。このルールの内容をどのようなものとするかについては立法政策に委ねられている範囲が広く、それに対しては必要最少限度の制約のみが許容されるという合憲のための厳格な基準は適用されない」と述べている (最判昭和56年7月21日刑集第35巻5号568頁 強調点は執筆者による)。

このように考えると、「選挙運動」は、通常の政治的表現活動と異なり、期間限定で行われるレースに参加する出場者が、公平なルールに基づいて「競争」を行う場としても捉えられるため、必然的に立法機関の裁量は (あくまで通常政治的表現の自由に比較してではあるが) 広く取られる。そうすると、この種の規制は少なくとも現行の我が国の憲法判例上からは憲法適合的と認められる可能性があり得る。ただし、その場合にも規制の実際の運用・摘発が恣意的に行われる危険性については十分留意する必要がある。

#### 4.4.2 プロフェッショナルな報道機関への様々な形での助成策

これは、EUのHLEGによる報告書の中でも指摘されていたものである。そこでは、欧州委員会によるハイクオリティなジャーナリズムのための資金強化などが推奨され、EU加盟各国についても、EUの国家援助規則に沿った形での公的支援が推奨されているところである (European

Commission 2018a)。他方で、これ以外にも、報道機関が正確なニュース生成を行うことができるよう、憲法または法律上の特権を付与する、または法的規制について特別な措置（適用除外）を講じるということも検討に値する（Levi 2017）。そこでは、主として情報源の秘匿（取材源秘匿特権）などが挙げられるが、正確なニュース生成という点からは、むしろ政府機関への情報・施設アクセスのための権利なども検討に値するだろう。これは、アメリカにおいてホワイトハウス担当のCNN記者が、トランプ大統領の反感を買い、入管記者証を停止させられた一件などからすれば、十分に有力なものになると考えられる（水谷 2019: 64）。これ以外にも、近時のアメリカにおいて、報道機関がオンライン・プラットフォーム事業者と対等に競争・交渉が展開できておらず、経済面において不利に陥った報道機関がますますジャーナリズムの質を低下させているという点を踏まえてオンライン・プラットフォーム事業者におけるニュース配信の条件交渉を新聞社団体などが公平に行えるよう、競争法の適用除外を認める法案が提案されているところである<sup>(10)</sup>。

#### 4.4.3 プライバシーの保護とプロファイリングに対する規制

政治的ターゲティング広告の配信を行うための源となる私たちの個人情報、ひいてはパーソナルデータの保護や、そうしたターゲティングを行う際に行われている「プロファイリング」を規制することも、間接的に思想の自由市場の機能回復に役立つかもしれない。我が国においても個人情報保護法はすでにあるが、例えばEUにおいては、一般データ保護規則（GDPR）が施行されている<sup>(11)</sup>。これはEU基本憲章における「個人の尊厳」に根差した情報自己決定権の具体化といえるものであるが、特徴的なことに、プロファイリングに対する異議申立て権（21条）や、自動化処理のみに基づいて個人に「重大な影響（significant effect）」を

与える決定をされない権利（22条）といった諸権利がデータ主体に与えられている。

むしろGDPRは、政治広告におけるマイクロターゲティングについて規定は設けておらず、一見するとまったくこの問題と関係がないようにも思える。しかし、特に22条の自動化処理のみに基づいて個人に「重大な影響」を与える決定をされない権利については、「重大な影響」の解釈によっては政治的ターゲティング広告にまで射程を伸ばせる可能性を残している。この点、ケンブリッジアナリティカ事件を想定に置いて選挙の文脈で特に重要と考えられるデータ保護義務として、「データ管理者及び処理者（Data controllers and processors）」、「『センシティブデータ』の処理の合法性、特別な条件及び原則（Principles, lawfulness of processing and special conditions for “sensitive data”）」などと並ぶ形で、「プロファイリング、自動化決定及びマイクロターゲティング（Profiling, automated decision-making and micro-targeting）」の категорияについて、「選挙の文脈におけるマイクロターゲティングの実践は、個人に十分に重要な効果をもたらす場合、このカテゴリーに分類される。欧州データ保護理事会（The European Data Protection Board）は、この決定が個人の状況、行動または選択に重大な影響を与える可能性がある場合、または個人に長期的または永続的な影響を与える場合であると述べた。理事会は、オンラインターゲティング広告が、状況によっては（例えば侵入的であるか、個人の脆弱性に関する知識を使用する場合）、個人に十分に大きな影響を与える可能性があると考えた。民主的な投票権の行使の重要性を考えると、たとえば個人の投票を停止したり、特定の 방법으로投票させたりする可能性のある効果を持つパーソナライズされたメッセージは、重大な影響の基準を満たす可能性がある」（強調点は執筆者による）との指摘がある（European Commission 2018d: 7-8）点は注目に値しよう。

## 5. 「コンテンツ規制」の議論を始めるその前に…

以上、本稿では、実際にフェイクニュースが及ぼすと想定されるデモクラシーと人権に対する「危害」に対する三つの案を提示した。他方で、政府が対策に乗り出すうえで、まずもって行うべきは、我が国のデモクラシーにとってのフェイクニュース（偽情報）による脅威度の測定と実態把握（すなわち、どのような「危害」が生じると想定できるのか）、さらには、すでに現在行われているプラットフォーム事業者の自主的取り組みや、ファクトチェックの取り組みなどに対する評価である。また本稿で取り上げた案（特にキャンペーン・サイレンスについて）も、オンラインまで含む広範な規制をかけた場合、実際に運用可能かどうか（現状の選挙管理システム上の問題や、マンパワーの問題など）、そのコストに見合った効果を見込めるのかどうか（コストパフォーマンスの問題）、そして諸外国との差異（既存の報道機関に対する信頼度の違い）なども踏まえたうえで冷静に議論されるべきものであろう。

その点では、本稿の結論は、プラットフォームサービスに関する検討会の最終報告書案が示すように、「それぞれの国・地域における文化的背景の違いを認識しながら、表現の自由などの重要な価値観を共有し、インターネット上のルールメイキングに関して国際社会においてコンセンサスが得られるよう、政府は、例えば、二国間対話やOECDなどの国際機関での議論を通じて、国際的な対話を深めていくことが適当である」という指摘（総務省 2019a : 49）と同じ方向を向いていると考えていただいて差し支えない。

なお、本稿がここで提示したもの以外にも、例えばオンライン・プラットフォーム事業者に広告やアルゴリズムの透明性を高める方法や、政治広告に限定してターゲティング広告を禁止するといったものも考えられる。これらについては今後の検討課題としたい。

## 謝辞

本研究は、JSPS科研費JP17K13612の助成を受けたものです。

## 注

- (1) 朝日新聞デジタル「「ガラケーの女」デマ、法的措置へ 被害女性が会見」  
<<https://www.asahi.com/articles/ASM8R3JY7M8RUTIL00B.html>> Accessed 2020, May 16.
- (2) 朝日新聞デジタル「「ガラケー女」デマ投稿の市議、FBで謝罪 提訴受け」  
<<https://www.asahi.com/articles/ASMBY3GTQMBYOB001.html>> Accessed 2020, May 16.
- (3) この判決では、軍の勲功を詐称することを罰する武勲盗用法（the Stolen Valor Act of 2005）について、表現の自由の観点から憲法適合性が争われた。なお上記判決については水谷（2019: 58-60）も参照されたい。
- (4) CNN「「難民が集団強姦」、少女の作り話だった ドイツ」  
<<https://www.cnn.co.jp/world/35077204.html>> Accessed 2020, May 16.
- (5) ニューズウィーク日本版「ロシアがドイツに仕掛けるハイブリッド戦争」  
<[https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2016/06/post-5234\\_2.php](https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2016/06/post-5234_2.php)> Accessed 2020, May 16.
- (6) これを「ナッジ」と言い換えてもよいかもしれない（セイラーほか 2009）。あるいは「スパム」も私たちの注目を搾取する手法として指摘をされてきた（ブラントン 2015）。
- (7) ただし同法については、マハティール政権への政権交代後に執行が停止されたうえ、廃止される見通しである（総務省 2019a : 25）。

- (8) モニタリングについては、次のような指摘を心に留めて議論すべきである。「モニタリングの機関って実はかなり危険な機関であるということ的前提を考える必要があるのではないかなと思っています。何が危険かという、中立であるとか公正である、こういったものが何であるかというのが明確に決められていない中で、こういったモニタリングの機関がつくられてしまうと、場合によってはメディアとかプラットフォームをさらにおかしな方向へ持って行ってしまおうような機関になりかねない。」(総務省 2019b: 18の寺田構成員の発言を参照。)
- (9) なおこの松村構成員の発言の前に「あくまでも自主的な取組がベースであって、どのように対策をされているのかということ、政府のフォーラムを設置して、フォーラムを設置するという、その場の提供者の役割を政府はして、そこでそれぞれの方針に基づいた対応を報告していただくというところにあくまでもとどまるべきであって、それ以上に進むべきではない」との指摘が森構成員よりなされているおり、松村構成員の発言はそれに対応するものである(総務省 2019b:14-15の森構成員の発言を参照。)
- (10) 法案の正式名称は、Journalism Competition and Preservation Act of 2018, H.R.5190. (<<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/5190>> Accessed 2020, May 16.) である。なお同法案については、その後再び2019年にJournalism Competition and Preservation Act of 2019, H.R.2054. (<<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/2054>> Accessed 2020, May 16.) として再提出されている。
- (11) GDPRの内容を把握するための日本語文献としては、例えば小向ほか(2019)に加えて、宮下(2018)も参照されたい。

## 参考文献

- Bayer et al. (2019) Disinformation and Propaganda –Impact on the Functioning of the Rule of Law in the EU and its Member States, HEC Paris Research Paper No. LAW-2019-1341  
<[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2019/608864/IPOL\\_STU\(2019\)608864\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2019/608864/IPOL_STU(2019)608864_EN.pdf)> Accessed 2020, May 16.
- Bentzen, N. (2018) Foreign influence operations in the EU, Briefing,  
<[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625123/EPRS\\_BRI\(2018\)625123\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625123/EPRS_BRI(2018)625123_EN.pdf)> Accessed 2020, May 16.
- Chevigny, P. (1980) Philosophy of Language and Free Expression, 55 N.Y.U. L. Rev. 174.
- European Commission (2018a) A multi-dimensional approach to disinformation-Report of the independent High level Group on fake news and online disinformation, <<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/final-report-high-level-expert-group-fake-news-and-online-disinformation>> Accessed 2020, May 16.
- European Commission (2018b) Tackling online disinformation: a European Approach, <<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/first-findings-eurobarometer-fake-news-and-online-disinformation>> Accessed 2020, May 16.
- European Commission (2018c) Code of Practice on Disinformation, <<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/code-practice-disinformation>> Accessed 2020, May 16.
- European Commission (2018d) Commission guidance on the application of Union data

- protection law in the electoral context, <[https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/sotou2018-data-protection-law-electoral-guidance-638\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/sotou2018-data-protection-law-electoral-guidance-638_en.pdf)> Accessed 2020, May 16.
- Lahav, P. (1988) Holes and Brandeis : Libertarian and Republican Justifications for Free Speech, 4 J. L. & POL. 451.
- Levi, L. (2017) Real Fake News and Fake Fake News, 16 First Amend. L. Rev. 232.
- Marchal et al. (2018) Polarization, Partisanship and Junk News Consumption on Social Media During the 2018 US Midterm Elections, COMPROP DATA MEMO 2018. 5. Oxford: Oxford Internet Institute  
<[https://comprop.oii.ox.ac.uk/wp-content/uploads/sites/93/2018/11/marchal\\_et\\_al.pdf](https://comprop.oii.ox.ac.uk/wp-content/uploads/sites/93/2018/11/marchal_et_al.pdf)> Accessed 2020, May 16.
- Ofcom. (2008) Identifying appropriate regulatory solutions: principles for analyzing self- and co-regulation .
- Office of the Director of National Intelligence (2017), “Assessing Russian Activities and Intentions in Recent US Elections.”, January 6. <[https://www.dni.gov/files/documents/ICA\\_2017\\_01.pdf](https://www.dni.gov/files/documents/ICA_2017_01.pdf)> Accessed 2020, May 16.
- 安藤英梨香 (2019) 「【フランス】情報操作との闘いに関する法律」外国の立法 No.279-1
- 生貝直人 (2015) 「インターネットの自主規制・共同規制」ドイツ憲法判例研究会編 (編集代表 鈴木秀美) 『憲法の規範力とメディア法』(信山社, 2015年)
- 板倉陽一郎 (2017) 「フェイクニュースへの法規制は劇薬か 根絶されるべき問題だが、立法議論の先行は現実的ではない」WEBRONZA  
<<https://webronza.asahi.com/politics/articles/2017100100005.html>> Accessed 2020, May 16.
- 井上達夫 (1986) 『共生の作法』創文社
- 奥平康弘 (2017) 『なぜ「表現の自由」か 新装版』東京大学出版
- 金井光生 (2011) 「表現空間の設計構想(アメリカ) —思想の自由市場という思想の自由市場」駒村・鈴木編著 『表現の自由 I 状況へ』尚学社
- キャス・サンスティーン, 伊達尚美訳 (2018) 『#リパブリック インターネットは民主主義になにをもたらすのか』勁草書房
- 工藤郁子 (2018) 「AIと選挙制度」山本龍彦ほか編著 『AIと憲法』日本経済新聞出版社
- 小向太郎, 石井夏生利 (2019) 『概説GDPR 世界を揺るがす個人情報保護制度』NTT出版
- 佐藤卓己 (2019) 『流言のメディア史』岩波書店
- 實原隆志 (2018) 「ドイツのSNS法——オーバーブロッキングの危険性について——」情報法制研究第4号
- 鈴木秀美, 山田健太 (2017) 『放送制度概論 新・放送法を読みとく』商事法務
- 鈴木秀美 (2018) 「ドイツのSNS対策法と表現の自由」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要68号
- 総務省 (2019a) 「総務省プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書 (案)」
- 総務省 (2019b) 「プラットフォームサービスに関する研究会 第15回議事録」
- 曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕 (2019) 『情報法概説 第2版』弘文堂
- 田中辰雄, 浜屋敏 (2019) 『ネットは社会を分断しない』角川新書
- 辻大介 (2020) 「『ネットは社会を分断しない』? —楽観論を反駁する」SYNODOS  
<<https://synodos.jp/society/23400>> Accessed 2020, May 16.
- 長谷部恭男 (1992) 『テレビの憲法理論』弘文堂
- 桧垣伸次 (2019) 「Louis D. Brandeis裁判官の表現の自由論」法と政治70巻1号
- フィン・ブランドン, 生貝直人・成原慧監修, 松浦俊輔訳 (2015) 『スパム [spam]: インター



- ネットのダークサイド』河出書房新社
- ブルース・アッカマン, ジェイムズ・S・フィッシュキン, 川岸令和ほか訳 (2014) 『熟議の日—普通の市民が主権者になるために』早稲田大学出版部
- 前嶋和弘 (2018) 「ケンブリッジ・アナリティカ社問題, その根深い闇 フェイスブックの大量個人情報に政治広告に利用, SNS利用した選挙戦が米では常態化」WEBRONZA  
<<https://webronza.asahi.com/politics/articles/2018051500002.html>> Accessed 2020, May 16.
- 水谷瑛嗣郎 (2019) 「思想の自由市場の中の『フェイクニュース』」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要69号
- 水谷瑛嗣郎 (2020) 「「表現の自由」の現代的な「カタチ」——フェイクニュース問題を切り口に」『論究ジュリスト』33号
- 宮下紘 (2018) 『EU一般データ保護規則』勁草書房
- 山口いつ子 (2010) 『情報法の構造 情報の自由・規制・保護』東京大学出版
- 山本龍彦 (2017) 『プライバシーの権利を考える』信山社
- リチャード・セイラー, キャス・サンスティーン, 遠藤真美訳 (2009) 『実践 行動経済学』日経BP